

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、東伊豆町内において、社会福祉事業に功労のあった者及び社会福祉活動に関し功労顕著な者に対して行う表彰について必要なことを定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、会長がこれを行い、表彰状または感謝状と記念品を贈る。

(表彰の時期)

第3条 表彰は、東伊豆町社会福祉大会で行う。ただし必要があるときは適当な時期に行うことができる。

(表彰)

第4条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 民生委員・児童委員、保護司の職に満5年以上在任し、その功労著しい者
- (2) 社会福祉協議会・団体の役員または職員で満10年以上勤続して功労著しい者
- (3) 施設及び団体で特に事業成績の優秀な者
- (4) 社会福祉活動の成績優秀な者
- (5) 身体障害者及び母子世帯などで他の模範となる者
- (6) 労力的経済的な方法あるいはその他の方法で社会福祉事業に積極的に協力援助を行ってその進展に寄与した者
- (7) その他社会福祉事業の功労者として表彰することが適当であると会長が認めた者

(委任)

第5条 この規程に定めるものの他必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。